公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０５７号
千葉県市原市大厩1796番地10　ダイアパレス千葉たつみ台712号
債務者　松本由紀子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７３号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目21番７号　ベルエール朝日ケ丘103号
債務者　木村　正裕
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７８号
千葉市美浜区高洲３丁目１番２棟403号
債務者　青山八千代（旧姓篠木）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８２号
千葉市緑区誉田町１丁目795番地１
債務者　富谷　　幹
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９９号
千葉県習志野市東習志野８丁目４番28号　アルファネクストベルデ201号
債務者　戸塚　一英
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８４号
静岡県富士市松岡1784番地の20
債務者　望月　克利
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２４５号
静岡県富士宮市北町２番15号、前住所静岡県富士宮市猪之頭1562番地
債務者　佐野　笑子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５号
兵庫県姫路市手柄２丁目93番地
債務者　辰巳ちとせ
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９号
福岡県久留米市白山町549番地５　フェニックス久留米107号
債務者　江口　智子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２号
長崎県長崎市西海町1507番地１　コンフォート琴海102
債務者　小川健太郎
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
長崎県長崎市西海町1507番地１　コンフォート琴海102
債務者　小川由梨香（旧姓原）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
長崎県長崎市木鉢町２丁目49番地２
債務者　山崎　　悟
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
北海道苫小牧市光洋町３丁目13番７－25号
債務者　河部　祐藏
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３号
秋田県能代市扇田字獺野３番地
債務者　柴田　敏子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１６号
福島県南相馬市原町区国見町１丁目15番地の１　夜の森パークサイドテラス南棟205、旧住所秋田県仙北市西木町西明寺字荒町東101番地
債務者　江橋　由衣
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第２号
茨城県鹿嶋市城山４丁目２番33号オオカワコーポD202
債務者　立野紗登美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　水戸地方裁判所麻生支部